

改正（令和3年4月版）	現行（令和2年10月版）
<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>23. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>27. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、<u>記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>23. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなど<u>の署名又は押印が不要な手段</u>により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>27. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、<u>署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。</u></p>